

第四節 別 科

東京音楽学校に設置されていた選科は、同校の新制大学昇格にともない昭和二十七年三月に廃止されることとなり、これに替わる機関として別科が設置された。『昭和二十六年概算関係綴』より関連部分を掲載する。

音楽学部別科設置に要する経費

旧制東京音楽学校に設置せられてあつた選科は新制大学発足と同時に生徒募集を停止し、昭和二十七年度末において現在の在校生の修了を以て廃止となるが、音楽文化の向上発展に資するため、音楽技術の教育を施す目的を以て、学校教育法第五十七條の規定により音楽学部 に別科を設置する。よつてこれに要する経費を要求する。

〔横書き〕

〔昭和二十六年度概算関係綴〕

別科設置の申請ならびに認可に関する文書を掲載する。

東京芸術大学

別科設置申請書並びに設置認可書

昭和二十五年九月三十日

東京藝術大學長 上野直 昭印

文部大臣 天野貞祐 殿

東京藝術大學別科設置認可申請書提出について

学校教育法第五十七條第三項に規定する別科を昭和二十六年度から本學音樂學部に設置したいから別紙要項御審議の上御認可相成度玆に申請致します。

〔タイプ〕

東京藝術大學音樂学部別科設置要項

一、目的及び使命

音楽技術の教育を施し、音楽芸術に対する理解を深め音楽文化向上に資する事を目的とする

二、名稱

東京藝術大學音樂学部別科

三、位置（別科専用）

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

四、校地（別科専用）

總坪数 七四七坪八六〇

五、校舍等建物（別科専用）

建坪 二四二坪三六三

延坪 四五九坪五二六

別科専用建物種別及び使用種別

		建物種別 使用種別		建物種別	
		室名		室数	
鉄筋	事務室	一	一	五〇	五〇
	事務室	一	一	七五	七五
	事務室	一	一	五〇	五〇
	事務室	一	一	四	四

六、図書、標本、機械、器具等施設概要

1. 図書（共用）

種別	冊数		備考
	内国書	外国書	

合計	図書館		建物種別	使用種別
	二階建造	煉瓦建造		
—	兼事務室	書庫	建築式物	室名
—	一	—	室數	坪數
—	一九・〇	—	坪數	坪數
六七・〇〇	一九・〇〇	四八・〇〇	總坪數	收容人員
—	一五	—	收容人員	備考

東京芸術大學附屬圖書館分館（共用）

合計	便所		小使室		能楽堂		新館		本館	
	平家建造	木造	二階建造	木造	二階建造	木造	二階建造	木造	二階建造	コンクリート
—	女子便所	男子便所	物置	宿直室（階上）	小使室（階下）	教室（階下）	能楽堂（階上）	普通教室	普通教室	生徒控室
四六	一	一	一	一	一	八	一	一一	一六	二
—	四・〇	四・〇	三・五	三・〇	三・〇	五・五	四・五	六・四	五・九	七・〇
三〇七・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	三・五〇	三・〇〇	三・〇〇	四四・五〇	四四・五〇	七一・〇〇	九五・五〇	一四・〇〇
—	—	—	—	一	一	七四	一八〇	一四二	一九〇	四〇
—	—	—	—	—	—	一室の坪数は平均坪數	一室の坪数は平均坪數	一室の坪数は平均坪數	一室の坪数は平均坪數	一室の坪数は平均坪數

2.

標本（共用）

標種	点数	備考	標種	点数	備考
ピアノ	一		笙	三	
オルガン	三		箏	四	
ヴァイオリン	一		笛	九	
小太鼓	一		雅樂太鼓	一	
ハープ	一		鞆鼓	一	
チッタ	一		鉦鼓	一	
パンジョー	二		笏拍子	一	
テクニホン	二		能面	五	
印度樂器	三		能笛	一	
調音叉	八		紙腔琴	一	
蓄音機	三		葵形琴	一	
蓄音機蠟管	一五〇		八雲琴	一	
蓄音機音標原版	八五		二十一絃琴	一	
雅樂琴	一		二十五絃琴	一	
和琴	二		薩摩琵琶	一	
雅樂琵琶	三		義太夫三味線	一	
平家琵琶	二		胡弓	三	

合計	雑誌類	樂譜	單行本	専門図書	一般教養図書
三二、〇八六	一、八一九	一三、四三八	五、四六一		一一、三六八
五六、〇八三	二、八三六	四九、〇九一	三、一二九		一、〇二七
八八、一六九	四、六五五	六二、五二九	八、五九〇		一二、三九五

3. 機械、器具

(一) 樂器類（ピアノ、オルガンを除く外は共用）

標 種	点 数	備 考	標 種	点 数	備 考
ピアノ	二七	別科専用	コントラバス	九	
オルガン	二	別科専用	ピッコロ	四	
ヴァイオリン	二五	以下共用	フルーイト	二一	
ヴィオラ	一八		オーボエ	七	
セロ	二〇		イングリッシュホルン	一	

箏 譜 面 台	二七		合 計	二、一三六	
譜 面 台	二〇六		レコード	一、二四六	
オカリナ	一		ホルン弱音器	四	
マンドリン	一		トロンボン弱音器	三	
ギター	一		ダブルベース台	六	
調子笛	一		セロ台	三	
ピアノ腰掛	二		見 台	一七	
指揮杖	一		尺八樂譜台	一	
ピアノ運指練習器	一		オルガン腰掛	一六三	
オルゴール	一三		ピアノ腰掛	五	
南洋樂器	二九		樂器携帯用袋	三	
清 樂 器	二三		調 律 器 械	九	
明 樂 器	三三		音譜入サック	一	
劇場囃子方用樂器	八		葛 桶	二	
尺 八	二		長 刀	四	
一節切笛	七		三味線撥		
篠 笛					

(二) 一般器具機械（別科専用）

品 種	点 数	備 考	品 種	点 数	備 考
椅子	六	事務用	電話	一	
机	七九	生徒用	時計	四	
机	五	事務用	金庫	一	

メトロノーム	一三		合 計	五〇八	
ハーブ	二		信号ラッパ	二	
チューニングバー	一		チューブラーベル	一	
タムタム	二		シロフォン	三	
カスタネット	一		カ 太 鼓	三	
タンブリン	二		長 唄 小 鼓	五	
トライアングル	一		パイプオルガン	二	
シンバル	四		三味線	一三三	
大小太鼓	一四		小児用樂器	七	
チンパニー	九		俗 琴	五三	
コルネット	四		能 太 鼓	八	
アルト	四		能 大 鼓	六	
バリトン	六		能 小 鼓	五	
ワグネルチューバ	四		調 音 叉	一	
チューバ	四		コンラファゴット	一	
トロンボーン	一〇		ピアノペダル	一	
フレンチホルン	一三		サキソホン	七	
バスーン	九		チェレスタ	一	
クラリネット	二一				

椅子	一八〇	生徒用	暖房用具	一二	ストーブ 鉢一
革椅子	一〇		黒板	五	授業用
腰掛	一〇	ピアノ用	消火用具	五	
戸棚	一四				
鏡	四		合計	三三六	

七、科又は専攻部門別学科目概要

- 1 声 楽
- 2 ピアノ
- 3 オルガン
- 4 絃 樂（ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、バス、等）
- 5 管 樂（オーボエ、フルート、トラムペット、トロンボン等）
- 6 作 曲
- 7 箏 曲
- 8 三味線
- 八、履修方法
1. 修業年限二年
2. 入 学

3. 試験者
高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）又は監督官庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者であつて履修しようとする科目の考査に合格した者

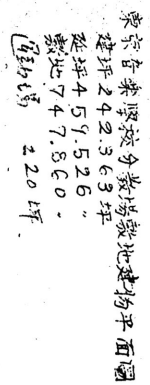
○試験は希望に依り学期末又は学年末に行う
○二年の後期に於て行う修了試験に合格した者には科目修了証書を授與する

九、教員組織概要

区分		大學人員（音樂學部）			別 科 人 員		
職 名	専任	兼任	計	専任	兼任	計	備 考
學 部 長	一						學部長は教授 定員に含む
教 員							
教 授	(二三)				二三		
助教授	(一五)				一一		
助 手	(三)				一		
講 師	(二〇七)	(七六)			二九		
合 計	(六一四三)	(七六一二)	(一三三七五四)		五四	五四	

一〇、科又は専攻部門別學生定員

学年別 定員数		科 別		計
第一学年	第二学年	弦 樂	聲 樂	
一三	一三	二	三〇	二〇〇
		三五	三〇	六〇
		二	七〇	四
		二	七〇	二六



管 樂	五	五	一〇
作 曲	七	七	一四
箏 曲	五	五	一〇
三 味 線	三	三	六
計	一〇〇	一〇〇	二〇〇

(手書き)

学大第四六九号

昭和二十六年四月五日

文部事務次官

日高第四郎印

東京藝術大学長 殿

別科設置について

昭和二十五年九月三十日付で申請のあつた東京藝術大学別科設置のことは大学設置審議会に協議しましたところ設置して差支えないことになりましたので通知致します。

(横組)

(『東京藝術大学別科設置申請書』)

昭和二十六年四月一日、東京藝術大学音楽学部別科規程が施行された。その後の規程改正も含め、学則の詳細は本書第二章を参照されたい。

昭和二十六年度の音楽学部別科生募集状況と入学者状況は次のとおり。

音楽学部別科学生募集状況

昭和二十六年年度音楽学部別科は左記要項(抜萃)によって入学者を募集しましたが、その状況は次の通りであります。

一、目的

専ら音楽技術を教授指導し、その技術の向上を図る。

二、修業年限二年

希望により一年の修業を認める。

三、教授科目及び募集人員

声 楽 一〇名 ピアノ 一〇名
オルガン 二名 弦 楽 五名
管 楽 四名 作 曲 五名
箏 曲 二名 三味線 二名

計 四〇名

四、應募資格

1. 新制高等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力があることを認められた者

2. 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者及び外国に於て学校教育における十二年の課程を修了した者

昭和二十六年年度音楽学部別科入学者状況

(分 教 場)

科 目 別	募 集 人 員		入 学 志 願 者		入 学 者 数	倍 率	摘 要
	定員	募集人員	男	女			
声 楽 科	一〇	一〇	一四	二四	一一	三・五	願書受付期間 昭和 26・4・1日 // 4・15日
ピアノ科	一〇	一〇	一四	二二	一一	二・四	

計	邦楽 三味線	邦楽 箏曲	管楽器科	弦楽器科	作曲科	オルガン科
四〇	二	二	四	五	五	二
四〇	二	二	四	五	五	二
五五			六	一	一八	二
四五	二	三		一	一	二
一〇〇	二	三	六	二	一九	四
四一	二	二	五	二	六	二
					三・一	二・〇
試験施行日 (26・4・20日) (26・4・21日)						
合格者発表 26・4・24日						

〔謄写版・手書き〕(『東京芸術大学学報』第二号 昭和二十六年五月 二七―二八頁)

現在学内で確認することのできる別科の募集要項としては次に挙げる昭和三十年度のもののが最初である。その後、課題曲が、昭和五十二年に管・打楽器科が自由曲から課題曲に変更。昭和五十七年に弦楽器科が自由曲から課題曲に変更、昭和五十八年に長唄三味線・長唄・長唄囃子が課題曲から自由曲に変更されている。また、昭和五十年の募集要項まで、「別科は学部の手備校ではない」という記述が見られる。その他は、応募方法などに多少の変更が見られるものの、内容的に大きな変化はない。

別科

科 (東京都神田駿河台二の九)
(電話(二九)〇七一四)

専ら音楽技術を指導する。修業年限二ケ年。但し修了しても何等の単位も資格も与えられない。

授業は分教場(東京都千代田区神田駿河台二の九)で行う。但し、入学試験は本校(上野公園内芸術大学音楽学部)で行う。

I

応募資格 学部と同じ。

II

募集人数及び課題曲

科目	募集人数
声楽	課題曲
ピアノ	学部課題曲表のBの第三回「課題曲」(但し伊・独両歌曲群を夫々①から⑤までの五曲だけとする。 Beethoven: Op.14 Nr.2 Sonata G dur 第一楽章
オルガン	自由曲
弦楽器	同上
管打楽器	同上
作曲	学部課題曲表のA(但し「第二回」を除く)
箏曲	生田流は「千鳥曲」山田流は「近江八景」
三味線	唄・三味線とも「鶴亀」
謠曲	自由曲

〔備考〕1. 弦楽器及び管打楽器の種類は学部と同じ。

2. すべて楽譜の使用をさまたげない。

3. ピアノは、繰返しを省略のこと。

4. その他学部の注意事項参照のこと。

III

応募手続

学部と同じ、但し検定料二五〇円

(願書請求の際(別)と封筒に朱書すること)

試験日時及び場所

実技試験 三月十六日(水) 九時から

合格者発表

実技合格者発表 三月十六日(水) 十六時以後

合格者発表 三月二十日十六時以後

(注意) 別科内において二科目以上併せて受験することはできない。但し学部と別科とを併せて受験することはさまたげない。

い。両者を併せて受験する場合は、別に、検定料を納付し、出願書類を提出すること。

(横組)
〔昭和三十年 学生募集要項〕

別科設置当初、駿河台の分教場でレッスンが行われていたが、昭和三十三年、三号館の竣工を受けて、別科教室が上野キャンパス内に移転する。

教授会記録

日付・場所 三十三年六月五日 13・00 会議室

3. 邦楽教室として建築した上野中学隣の教室を、今後、別科及委託生の教室として使用することについて了承。文化財芸能部には従来通り部屋を貸すこととする。

(横書き)
〔教授会記録 昭和三十二年四月起 音楽学部〕

昭和五十五年四月三日の教授会では別科のあり方について審議が行われ、翌五十六年には各科が現状を報告し合い、その後の課題が検討されている。

⑤ 別科のあり方について

受験準備のための併願を排除したい(管)。現行法上併願を排除できない(学部長)。

予備校化しているのはKB、管打

管打では、別科を二回やる者もいる。自衛隊関係は、別科利用で効果大である。

(芒) 大学を出てから別科に入る者もいる。
四年制の専門家コースをつくつたら。

別科は、そのまま残しておいて利用価値を見つけたら。
今後の検討課題とした。

(横書き)
〔教授会議事録 昭和五十五年度〕

確認された点

1. 昭和五十七年度別科は、従来通りとする。
 2. 変更するとしても、昭和五十八年度以降にする。
 3. 変更する場合には、一年前に予告をする。
 4. 別科の在り方を検討するのは、その在り方や運営の改善を図るためであって、別科を廃止するという意味は全然ない。
 5. 別科の入学定員・学生定員は、現行別科規則の定員のままとする。実際に入学させる学生数(合格数)は、毎年その実状に応じ、弾力的に運営する。(各科とも、自科の入学定員を固執して、他科の入学させる学生数をうんぬんしないでゆく。)
- 〔現行入学定員を決めた算出基礎は、現在では判然としない。現在の需要に合うように定員の配分替をしたらという意見もあったが、今仮に配分替をしても十年経ったら、また状況が変わって、何んでこんな定員配分をしたのだろうということになりかねない。規則の方は、そのままにしておいて、運用で賄ってゆくことにした。〕

別科について 作曲科

志願者は、本科と並行して受験している者が多く、本科受験の足がかりにしている傾向がある。

入試では厳選して上位の一、二名を合格させているが、全体のレベルは決して高くなく本科との隔りは大きい。

入学後の学習状況は必ずしもよいとは言えず中退もしばしばである。

科としても学習内容の焦点が定められず、当人も又あまり期待をかけていないことが多いための結果と思われる。

P 科

別科

予備校的な考え方の受験生と旧制音楽学校時代の選科的な考え方の受験生と二通りあった。

その両方をなくすため、ピアノ科では二、三年前から学部と同じであった課題曲を全面的に変更し、別科単独の課題曲を設けた。

その為、学部と兼ねて受験する事が困難になり受験生は減少した。全面的に廃止の方向をとったわけではないが、学部並の能力の持主が減り、入学者が現在居ない状態になった。

弦楽専修

別科生一年	Vn	二人	二年	Vn	二人
Va	一人		Vc	一人	
Vc	二人		Hp	二人	

Cb 二人 計 五人
Hp 一人
計 八人

合計一三人 実力程度が学部と同じ者 三人

後は落ちる(予備校生的) 一〇人

東京芸術大学別科に関しての

管・打楽器専攻における考え方

管・打部会

東京芸術大学別科規則(昭和五十四年十二月十九日改正) 第二条に次のような別科に関する目的が示めされている。

第二条 東京芸術大学別科(以下「別科」という)は、音楽に関する技能教育を簡易な程度において教育するを目的とする。

この規則を見ると、旧東京音楽学校時代の「選科」という制度を、そのまま東京芸術大学の「別科」という制度に置きかえたのではないかと考えられる。当時は別校舎で別時間に授業を行っていたが、現在では学部学生と同じ教室で同じように授業を行っており、規則にのっている目的とは合わなくなっているのが現状のようである。管・打楽器専攻としては、現状に対し、又、社会一般情勢の中での希望もふまえて別科の存在意義を考慮中であり、今後の方向について検討を加えてゆきたいと思う。

1. 目的の改定

1. 別科の存在意義を認め、厳密に実行する。

1. 入学試験方法は現状通りとし、今後の実態に合せ改定してゆく。

1. 二ヶ年の修業期間は厳守させる。

以上

別科における管・打楽器専修者の現状

現在の我が国における管・打楽器の普及は著しいものがあり、小・中・高における吹奏楽団の編成率は九〇％を越しており、本学受験生の約七〇％はその中からの出身者で示められている。しかし、その奏法についての指導はまだ十分とはいえず、我々もあらゆる機会を通して指導を行ってきたが不十分である。そのために別科希望者に対して条件が満たされている者であればその場を与えている。

条件

一、定められた課題曲の正確な演奏。

一、二ヶ年の修業期間の厳守

一、技術をもつていながら専門指導者についていない者

以上を受験の際の面接で確認をしている。

現在学者の内訳

警視庁音楽隊員。アマチュアオーケストラ団員。音楽短大卒業者で再研究者の者。個人研究者。

邦楽科

非常勤の教官も含めて、アンケート調査の結果、各講座で「長唄」「箏曲」「能楽」それぞれに異った見解を持っていることがわかった。

長唄関係

実技の実力のある学生も割合多く、別科修了して実社会で活躍している例も多い。又一つには、専門の違う、例えば舞踊家などで長唄を習得したい人とか、広く世間に門を開く意味でも、学科試験の無い別科を有効に活用したいと考えている。

箏曲関係

本科、別科共に志望者が多いため、本科のすべり止め。本科を何度も受験して落ちた人が多く、それらの人が別科に入学した場合は、本科生に対する劣等感や欲求不満を持ち易い。本科と別科とが一しよくたに登校しレッスンを受ける現状では、教官としても、様々な矛盾を感じることが多い。

能楽関係

能楽界は専門家として生活する道のきびしい社会であるため、別科では、やや年齢の多い人で趣味を更に高度に求めて志望して来る人が多く、そうした意味で別科は有効に活用されているし、又世間が流派にきびしいこともあるので、本科の予備校的に活用することも又有意義に考えている。

現状の入試の問題点として

長唄 箏曲では、本科と別科と兼ねて受験したり、別科に在籍のまま、本科を受験出来る制度は止めた方が良く考えている。

箏曲で一つの考え方として

本科を卒業して、実技だけを更に残って続けたい人のための場として別科を考えることが出来たら望ましいと思う。音校時代の研究科のように。

(註) 予備校的な活用に就いては芸高に邦楽科を設置することの方が理想である。

アンケートに加った全教官が現在の別科の存在理由を把握出来ないままで、それぞれの考え方で今日まで別科の指導に当たって来ているわけである。

提起された問題点

1. 別科の運用を統一出来ないか

報告された各科の実情(入学者の実態、授業水準等)に差があり、一挙に統一すること困難のようであるが、各科とも、学部受験の予備校化を排除すること丈はしたいという意見がある。

2. 別科の将来の方向

a 案 コンセルヴァトワール方式を望むとしたら、

(注、コンセルヴァトワール方式とは、理論と実技のすべての課程を含む音楽に関する広く完全な教育を目指す方法を意味するデュプロマ・コースと同様)

・カリキュラムを検討し、別科用を設定する必要がある。

具体的には、実技、合奏(唱)、和声、ソルフェージュ等が盛り込まれるのか、或は現行学部学生の授業から、一般教育、外国語、体育、基礎教科目の相当数、音楽史、副科実技(ピアノを除く)を除いたものになるのか。

・二年間で目的が達成出来るのか、

三、四年制が必要ではないか、その場合学生の定員は最終的には一五〇〜二〇〇名になるのか? それとも現行一学年五十名を二十五名にするのか

いづれにしても事務の複雑化と事務量の増大を招き、現員のまゝでは不可能

b 案

現行通り実技一本とし、レベルアップを計る

入試課題曲を学部より難かしくする

c 案

実技だけという点はb案と同じだが、コースを二種類に分ける

甲類——プロ向き……課題曲を学部より難かしく

乙類——社会人向き……課題曲を学部より易しく

d 案

別科実技の大幅レベル・ダウン。

常勤教官は別科の授業を持たない。

別科の授業時間を副科なみにする。

難点① 現行のまゝで不都合な点はないという声があった。

② 別科の授業料が学部と同額である。(音楽別科はその他の別科より授業料が高い)

③ 非常勤手当が増大する。

④ 大学設置審議会の申し合わせに反する。

(横書き) (教授会議事録 昭和五十六年度)

批判・難点	批判・難点への対応, 又は将来の課題・展望
① 芸大卒が入学していて、別科が大学院受験の予備校化している ○専攻科を復活したら ② うまい者が来たら落すということになる。 ○市民サービスよりも現職教育の再開の方がよくないか ⑤ 邦は、洋楽と違って、落ちた者の行き場がない。(他の音大がない) 別科で救うと、プロ志向の者との統一的運営が困難になる。 ⑥ 受験予備校[化]している。	(1) 学科で落ちた者ばかりで、実技の予備校ではないので好ましくないとは考えていない。 ◎別科を3～4年制にしてもらいたい。 コンセルバトワール化を目指したい。 (2) 学部受験の予備校化を排除している。 ○地方の教員養成大学でも、ほとんどの種類の楽器教育ができるようになり、レベルも上ってきているので、芸大で免倒をみる必要性は、昔より薄れてきている。地方の大学で免倒をみれないところを免倒みてゆきたい。 (3) 芸大卒の研究科的なものとして別科を運用できたらどうか。学部受験生向きには、芸高に邦楽科を設置してそちらに吸収できたらと考えている。 (4) 他大学出身者との交流は必要であるし、有意義である(弦) (5) 予備校化を排除してゆきたい。(弦, 邦) 課題曲を難かしくして、デュプロマコース化したい(弦) (6) 今後部会にはかつてゆきたい(作曲)

〔手書き〕(『教授会議事録 昭和56年度』)

別科の現状と課題（56.7.2. 教務委員会に各科から報告されたものをまとめたもの）

